

令和7年8月〇日

医師、看護師、准看護師、保健師、救急救命士、教諭の資格を有する方を対象とした
応急手当普及員養成講習の開催について（ご案内）

鳥取県西部地区各事業所 御中

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

平素より応急手当普及推進活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鳥取県西部消防局では、講師（職員）の労働環境の改善と講習の安定的な実施体制の構築を目的に令和8年4月1日より「派遣型救急講習」から「期日指定型講習」へ移行することといたしました。それに伴い、各防災組織、各事業所及び学校等へ従来どおりの講師派遣要望に添えることが困難になったため、各事業所等の単位で応急手当普及員の資格を取得していただき、各事業所内で応急手当の普及活動をお願いしているところです。

また、今年度より当局が定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要領」（以下、実施要領）の一部改正に伴い、「医師、看護師、准看護師、保健師、救急救命士」もしくは「教職員にあたる方」を対象とした講習内容や受講方法が下記のとおり改正されましたので、開催につきましてご案内いたします。

記

1 【医師、看護師、准看護師、保健師、救急救命士の方対象】

（1）開催日程（令和7年度第2回）

令和7年11月22日（土）の1日間 午前9時から午後4時まで
鳥取県西部広域行政管理組合消防局4階（米子市両三柳5452）

（2）受講資格者

鳥取県西部地区に在住（住所がある方）または鳥取県西部地区の事業所等に勤務され
医師、看護師、准看護師、保健師、救急救命士の資格を取得をされている方

2 【教職員の方対象】

（1）開催日程（令和7年度第2回）

令和7年11月29日（土）の1日間 午前9時から午後5時まで
鳥取県西部広域行政管理組合消防局4階（米子市両三柳5452）

（2）受講資格者

鳥取県西部地区に在住（住所がある方）または鳥取県西部地区の幼稚園、保育園、各種学校等に勤務され「教職員の定義」に該当される方

（3）教職員の定義

教職員にあたる方とは学校教育法第一条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭、助教諭、養護教諭、

養護助教諭、栄養教諭及び講師を指します。

*教諭免許状を取得されている方

4 改正のポイント

従来は原則として全ての講習を対面で実施し、国の基準により24時間（3日間）の講習時間を要していましたが、実施要領の一部改正により次のような対応が可能となりました。

- （1）ハード面の整備及び受講人数に対して講師を増員することにより、講習の質を確保し所定の講習時間を短縮して実施することが可能となりました。
- （2）講習の動画やDVD等の視聴（以下、動画視聴）及びテキストを熟読する等の事前学習（e-ラーニング）を導入することに併せ、資格を有されている皆様が日頃から応急手当に関する知識の取得及び研修等に取り組んでおられることを踏まえまして、養成講習時間を1日に短縮することが可能となりました。

5 受講を希望される方へのお願い

- （1）テキスト「応急手当指導者標準テキストガイドライン2020対応」（税込3960円）をご購入いただき事前学習に努め、当日持参してください。
- （2）総務省消防庁ホームページの「一般市民向け応急手当Web講習」を必ず視聴し事前学習に努めてください。
- （3）講習日時、実施カリキュラムなどの詳細については別途、鳥取県西部消防局ホームページにてご案内しています。なお、お申込みの際に各資格免許状（写し）も併せてご提出ください。

6 申し込み方法

受講希望の方は当局ホームページを閲覧していただき、お申込専用フォームもしくは応急手当普及員養成講習申込書に必要事項を記入してお申し込みください。

（申込期間：令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）正午まで）

7 その他

- （1）動きやすい服装での受講をお願いします。
- （2）受講料は無料です。
- （3）昼食は各自で準備してください。
- （4）資格がある方でも従来どおりの3日間講習の受講は可能です。

【お問い合わせ】

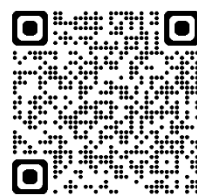
（担当）

鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防課
救急室 篠田、益田

TEL 0859-35-1957

E-mail kyukyushitsu@tottori-seibukoiki.jp

QRコードを読み取ってHPにアクセス



<https://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/>